

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年9月4日提出
【ファンド名】	フコク株25大河 フコク株50大河 フコク株75大河
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

内国投資信託 フコク株25大河、フコク株50大河、フコク株75大河（以下、各々または総称して「当ファンド」ということがあります。）が主要投資対象とする「明治安田欧州株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）」につきまして、運用の基本方針の変更にかかる投資信託約款の変更が決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．変更の内容についての概要

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「ニュートン社」ということがあります。）との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行うものです。

< 投資信託約款に係る新旧対照表 >

追加型証券投資信託

フコク株25大河

投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新			旧		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の97の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」、<u>第21条第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」</u>および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額	フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額
フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額	明治安田欧州株式マザーファンド	<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>	親投資信託の平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額

追加型証券投資信託
フコク株50大河
投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新			旧		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の117の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」、<u>第21条第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」</u>および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額	フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額
フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額	<u>明治安田欧州株式マザーファンド</u>	<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>	親投資信託の平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額

追加型証券投資信託
フコク株75大河
投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新			旧		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の131の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の136の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>、 <略></p> <p>委託者は、第21条第1項第1号に規定する「フコク日本株式マザーファンド」、<u>第21条第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」</u>および第21条第1項第4号に規定する「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計額となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額	フコク日本株式マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32の率を乗じて得た額
フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額	<u>明治安田欧州株式マザーファンド</u>	<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>	親投資信託の平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			フコク日本債券マザーファンド	富国生命投資顧問株式会社	当該ファンドにかかる親投資信託の純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の19の率を乗じて得た額

親投資信託

明治安田欧州株式マザーファンド

運用の基本方針

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2．運用方法 (2) 投資態度 略 MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</p> <p>略 (削除)</p> <p>～ 略</p>	<p>2．運用方法 (2) 投資態度 略 グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</p> <p>略 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</p> <p>～ 略</p>

投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(運用の権限委託) 第12条 (削除)</p>	<p>(運用の権限委託) 第12条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち次に関する権限を次の者に委託します。 欧州主要国の株式等の運用 ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド Newton Investment Management Limited Queen Victoria Street London 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>

□．当該変更の年月日

2024年10月1日